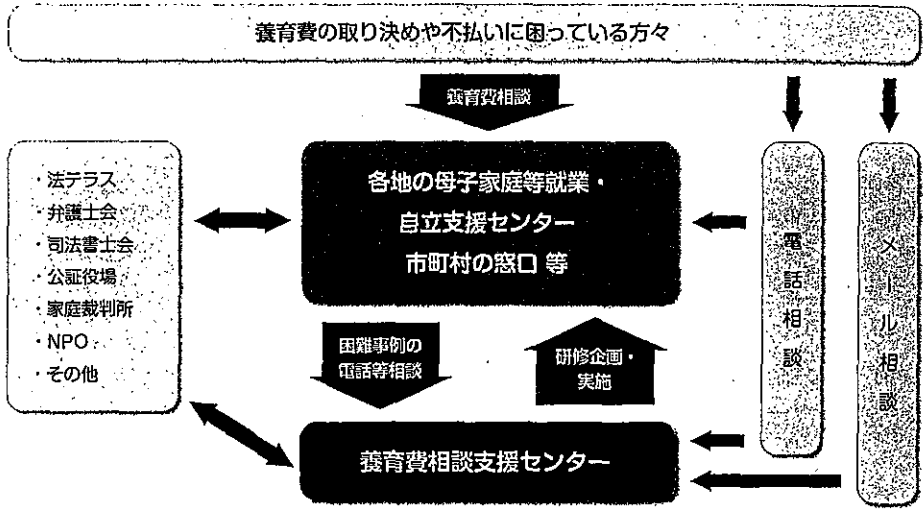


母子家庭等の養育費相談支援体制について



養育費相談支援センターの業務内容

1 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等による相談を支援します。

● 養育費に関する電話・メールによる相談

養育費の取り決めや確保に悩んでいる方は、まずは最寄りの母子家庭等就業・自立支援センターに相談してください。専門相談員がいなかったり、時間的に無理な方は、養育費相談支援センターに電話相談、メール相談をしてください。

1 電話相談 月～土(年末年始、祭日を除く) 10:00～20:00  
03-3980-4108

2 メール相談 fpic-youikuhi@work.odn.ne.jp

● 地域の母子家庭等就業・自立支援センター等への出張相談等支援  
各地の母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費相談支援センターの専門相談員等を派遣して支援しています。



2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う人に研修をしています。

3 情報提供事業

● ホームページによる情報提供

<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

養育費、離婚、相談機関、メール相談、Q&A等々、の詳細はホームページへ

● パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動

# 親からの メッセージ 養育費

(資料9)

— 別れて暮らす親と子の絆のために —



子どもさんのために養育費をもらっていますか。  
子どもさんのために養育費を送っていますか。

## 養育費相談支援センター

〒170-6005 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・5階

TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854

URL <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

メールアドレス fpic-youikuhi@work.odn.ne.jp



## 養育費とは

養育費は、子どもの権利です。

養育費は、子どもの生活を守り育てるために必要な日々の費用です。子どもが自立するまで親が負担するものです。親が別れて暮らす子どもと「最後の一切のハンも分けあう」という強いもので、自己破産した場合でもその負担義務はなりません。



## 養育費の取り決めと確保

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は、離婚全体のおおよそ6割です。親の離婚に遭遇する子どもたちは、平成18年で25万を超える数になります。

離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合って、取り決めましょう。養育費は、子どもの権利であることを肝に銘じて、離婚時にしっかり決め、子どものために継続的な支払いが続くよう、父母とも努力しましょう。

### 養育費の取り決め

#### 公正証書の作成

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましいでしょう。  
公正役場は、日本公証人連合会  
<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>  
のホームページを参照してください。

#### 口頭または私的書面

話し合いて納得いく結論に至るのが一番です。  
親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで煮詰め、口約束だけでなく、書面にしましょう。

離婚のとき、養育費の取り決めをせず、養育費の話し合いができない

#### 家庭裁判所の調停

離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費の取り決めをします。  
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト  
<http://www.courts.go.jp/>  
で裁判手続→家事事件→夫婦関係調整(離婚)調停を参照してください。

#### 裁判による判決

裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費の決定をします。

### 養育費の確保

公正証書どおりの履行がされない

#### 家庭裁判所に養育費の調停の申立て

相手に督促してもらえない場合、今まで養育費の取り決めをしていなかった場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停申立てをし、調停で養育費の取り決めをします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が、審判で決めます。  
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→養育費請求を参照してください。

#### 家庭裁判所に養育費増額(減額)の調停の申立て

事情変更に応じて、養育費の額を決めおきます。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。  
調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→養育費請求を参照してください。



約束が守られない

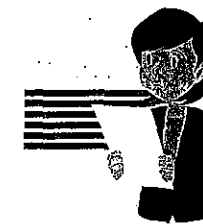
事情の変更  
今までの養育費では足りなくなった  
今までの養育費は払えなくなった

調停案項どおりの履行がされない

判決どおりの履行がされない

#### 家庭裁判所に履行勧告の申し出

調停、審判、裁判の判決及び初解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所から相手に「約束どおり履行するように」勧告してもらい、送達証明書がもらえます。  
取り決めをした家庭裁判所に申し出をしてください。この履行勧告については、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。



履行勧告の成果がみられない

#### 強制執行

履行勧告でも支払われず、又は公正証書で決めたのに支払われない場合は、強制執行を申し立てることができます。

まず、取り決めをした家庭裁判所又は公正証書役場を訪ね、取り決めた文書を相手方に送達してもらい、送達証明書をもらいます。

その後、管轄する地方裁判所の執行係を訪ね、強制執行の申し立てをします。強制執行は、地方裁判所に支払い義務のある人の債権(給与や預貯金)、動産、不動産などを差し押さえてもらい、お金に換えられるものはお金に換えて支払われなかった分に充てる制度です。

強制執行は、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

#### 養育費の算定

父母が話し合い、子どもの生活と成長のためにどのくらいの金額が必要か、双方が納得する額になることがベストです。子どもは望まずに、片方の親と別れて生活しているわけですから、父や母と同じ水準の生活ができるような額がふさわしいと考えられます。  
養育費として通常取得することができる金額、「標準的な養育費の額」については、裁判官等から構成される「東京・大阪養育費等研究会」が、「簡易迅速な養育費の算定を目指して」(判例タイムズ平成15年4月1日第1111号掲載)という研究成果を発表しました。  
養育費の話し合いがつかない場合は、最終的に家庭裁判所が決めることとなります。



## ① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成18年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	62.3	2.3	74.9
2 青森県	60.7	13.7	89.7
3 岩手県	63.0	13.1	87.0
4 宮城県	65.2	16.9	84.6
5 秋田県	65.5	16.3	84.4
6 山形県	50.1	16.1	83.7
7 福島県	54.3	19.2	82.3
8 茨城県	56.8	10.0	89.1
9 栃木県	41.2	8.3	82.1
10 群馬県	47.7	7.5	86.8
11 埼玉県	58.0	15.0	83.8
12 千葉県	53.1	13.6	84.7
13 東京都	27.6	9.8	64.0
14 神奈川県	28.2	4.6	75.9
15 新潟県	57.9	11.4	91.9
16 富山県	46.3	12.9	83.9
17 石川県	57.6	7.8	91.8
18 福井県	55.1	11.5	89.2
19 山梨県	47.8	11.6	82.1
20 長野県	60.8	9.1	89.4
21 岐阜県	66.7	17.5	89.4
22 静岡県	51.1	6.8	87.0
23 愛知県	70.1	13.7	92.0
24 三重県	34.1	6.4	80.8
25 滋賀県	75.8	14.5	94.4
26 京都府	53.0	7.5	88.4
27 大阪府	34.8	5.5	81.1
28 兵庫県	52.8	9.2	89.8
29 奈良県	45.5	9.5	83.7
30 和歌山県	69.9	8.4	96.1
31 鳥取県	52.6	12.0	86.3
32 島根県	52.2	9.7	87.6
33 岡山県	53.3	7.0	88.6
34 広島県	57.6	12.3	88.0
35 山口県	34.2	4.3	83.5
36 徳島県	40.9	6.6	89.9
37 香川県	56.1	8.8	89.5
38 愛媛県	55.2	5.9	88.0
39 高知県	62.1	8.0	92.9
40 福岡県	42.4	9.6	82.6
41 佐賀県	44.4	12.7	81.8
42 長崎県	43.3	15.3	75.4
43 熊本県	67.1	14.3	94.9
44 大分県	49.4	15.4	84.5
45 宮崎県	48.8	11.8	83.9
46 鹿児島県	42.9	10.9	81.6
47 沖縄県	32.9	10.8	74.4

【指定都市、中核市】

区分	平成18年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	33.4	9.5	71.3
49 仙台市	24.3	5.8	63.7
50 さいたま市	58.7	15.7	85.1
51 千葉市	49.5	7.6	84.5
52 横浜市	30.4	3.0	75.2
53 川崎市	29.5	5.8	73.3
54 新潟市	37.8	3.5	83.0
55 静岡市	50.8	2.7	87.2
56 浜松市	57.1	13.8	89.9
57 名古屋市	38.6	6.4	82.8
58 京都市	25.5	4.0	69.0
59 大阪市	26.7	4.9	74.5
60 堺市	32.8	3.7	73.8
61 神戸市	33.6	7.7	82.6
62 広島市	50.6	8.6	85.6
63 北九州市	45.1	11.0	82.8
64 福岡市	18.9	2.5	66.1
65 旭川市	26.1	7.9	67.8
66 函館市	22.4	2.6	70.9
67 青森市	62.7	10.7	83.7
68 秋田市	67.0	12.0	87.7
69 郡山市	45.6	18.9	74.9
70 いわき市	78.2	75.7	96.3
71 宇都宮市	33.9	7.0	79.7
72 川崎市	81.5	27.7	95.4
73 船橋市	55.5	13.5	86.5
74 横須賀市	22.0	3.7	67.1
75 相模原市	34.0	6.4	76.5
76 富山市	51.5	10.7	92.1
77 金沢市	49.5	7.3	89.4
78 長野市	44.0	11.5	84.4
79 岐阜市	46.9	4.6	83.7
80 豊橋市	65.6	5.4	89.2
81 豊田市	56.8	13.7	80.6
82 岡崎市	65.4	7.8	86.8
83 高槻市	47.7	5.7	81.9
84 東大阪市	40.6	2.8	80.8
85 姫路市	49.9	7.5	87.4
86 奈良市	43.3	10.5	75.7
87 和歌山市	46.0	8.1	88.1
88 岡山市	38.1	7.6	78.2
89 倉敷市	55.5	16.9	82.3
90 福山市	42.1	11.4	84.3
91 下関市	45.2	5.4	80.0
92 高松市	34.7	4.4	78.1
93 松山市	47.4	14.7	78.8
94 高知市	46.6	10.0	87.2
95 長崎市	53.0	18.9	77.5
96 熊本市	46.1	14.3	80.0
97 大分市	34.3	10.0	78.3
98 宮崎市	43.7	12.0	76.7
99 鹿児島市	20.6	4.9	66.9
合計	47.8	10.4	82.9

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

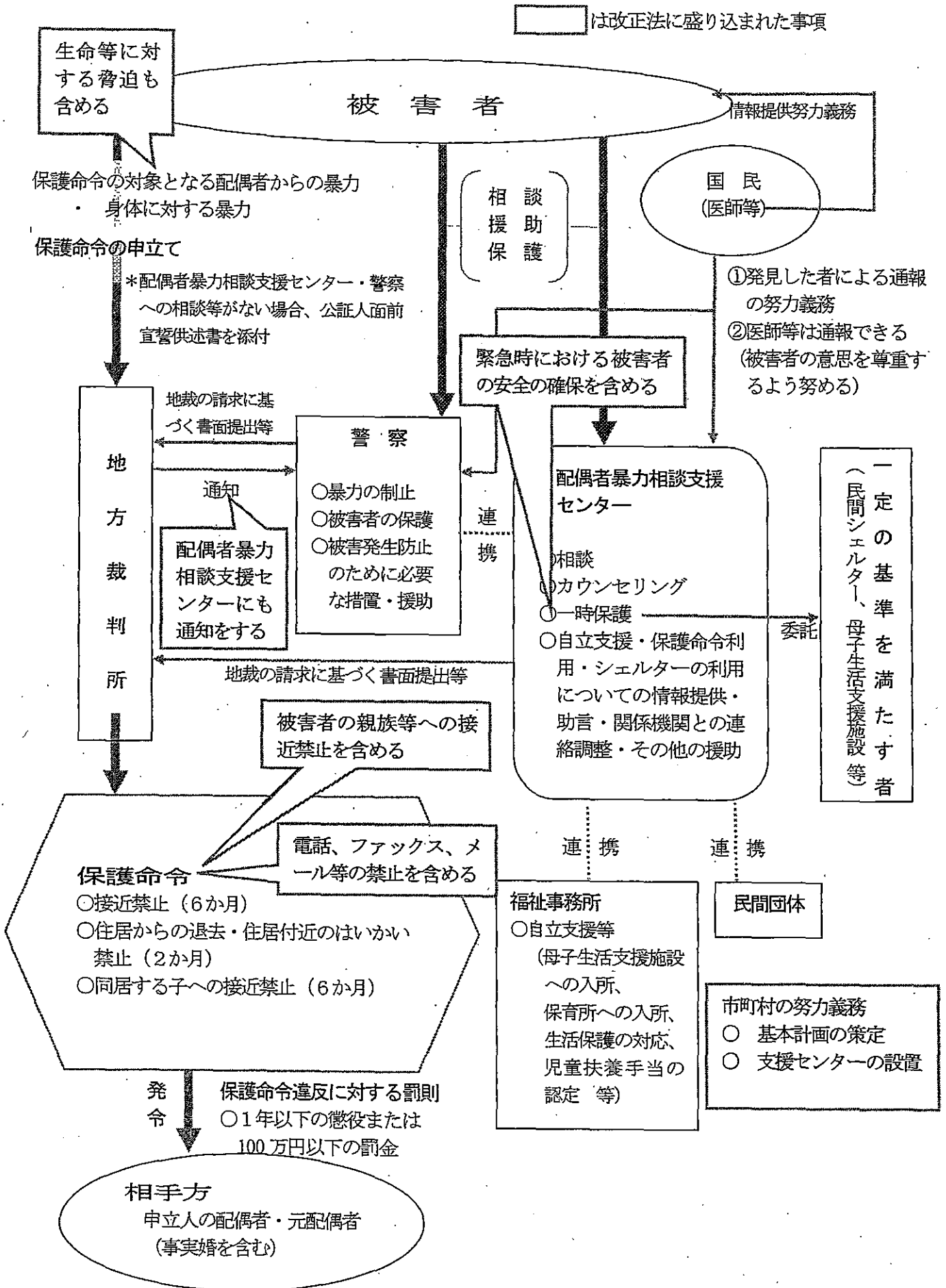
区分	平成17年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	41.1	3.7	82.1
2 青森県	44.7	6.5	93.5
3 岩手県	56.7	14.5	84.3
4 宮城県	55.8	16.7	81.0
5 秋田県	66.4	6.9	89.2
6 山形県	56.5	23.0	82.9
7 福島県	56.9	25.2	79.0
8 茨城県	51.9	15.3	87.5
9 栃木県	35.5	5.8	83.7
10 群馬県	40.9	5.0	89.4
11 埼玉県	61.1	18.7	83.1
12 千葉県	61.2	10.4	94.1
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	35.1	4.7	82.4
15 新潟県	49.5	5.2	90.1
16 富山県	51.8	15.7	80.3
17 石川県	45.7	6.2	97.4
18 福井県	54.1	10.9	90.6
19 山梨県	37.1	8.4	78.8
20 長野県	64.2	7.3	88.6
21 岐阜県	78.3	26.9	91.6
22 静岡県	51.7	4.6	92.6
23 愛知県	89.5	19.9	97.7
24 三重県	35.5	12.4	75.2
25 滋賀県	78.2	21.1	92.6
26 京都府	42.7	5.8	89.4
27 大阪府	48.7	9.7	88.7
28 兵庫県	33.4	3.4	91.0
29 奈良県	27.6	6.6	88.0
30 和歌山県	46.0	11.4	96.2
31 鳥取県	49.8	7.2	87.0
32 島根県	44.6	12.4	87.0
33 岡山県	31.9	3.7	93.1
34 広島県	42.0	4.6	92.6
35 山口県	25.8	2.1	83.5
36 徳島県	26.0	8.6	87.5
37 香川県	38.7	6.4	92.8
38 愛媛県	37.1	5.4	85.9
39 高知県	63.4	6.4	89.1
40 福岡県	48.4	12.5	91.2
41 佐賀県	54.2	16.6	88.5
42 長崎県	24.8	5.2	78.4
43 熊本県	70.6	7.5	97.2
44 大分県	38.2	24.9	89.8
45 宮崎県	49.6	9.3	89.9
46 鹿児島県	35.3	8.0	88.7
47 沖縄県	35.7	10.9	77.0

【指定都市、中核市】

区分	平成18年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	41.6	10.9	79.1
49 仙台市	23.7	3.6	61.5
50 さいたま市	80.6	15.2	92.9
51 千葉市	60.9	3.5	94.3
52 横浜市	31.5	4.5	76.1
53 川崎市	30.4	4.5	74.0
54 新潟市	60.1	0.5	96.1
55 静岡市	46.3	0.1	97.1
56 浜松市	63.5	8.3	92.5
57 名古屋市	45.7	6.7	85.4
58 京都市	33.3	4.6	82.1
59 大阪市	21.2	2.4	79.5
60 堺市	37.4	4.2	79.2
61 神戸市	22.9	5.0	79.4
62 広島市	50.9	9.4	87.0
63 北九州市	54.0	9.4	88.0
64 福岡市	20.4	1.3	71.6
65 旭川市	30.6	10.0	66.9
66 函館市	34.0	1.5	82.1
67 青森市	96.3	78.9	96.7
68 秋田市	75.0	24.8	90.6
69 郡山市	52.2	20.8	81.4
70 いわき市	78.9	98.6	75.7
71 宇都宮市	22.2	4.0	86.5
72 川越市	83.3	27.8	95.0
73 船橋市	60.8	2.7	88.8
74 横須賀市	40.4	2.2	88.6
75 相模原市	34.2	4.9	79.4
76 富山市	23.5	1.6	98.6
77 金沢市	29.1	6.0	95.2
78 長野市	75.0	4.8	100.0
79 岐阜市	38.8	2.8	77.5
80 豊橋市	92.4	78.9	94.7
81 豊田市	92.1	82.6	94.4
82 岡崎市	97.4	61.0	99.8
83 高槻市	45.4	3.8	82.1
84 東大阪市	56.5	0.5	89.8
85 姫路市	44.9	3.8	96.1
86 奈良市	43.2	17.1	89.3
87 和歌山市	43.7	5.4	95.3
88 岡山市	16.8	3.9	74.2
89 倉敷市	24.9	4.8	82.0
90 福山市	34.3	9.5	83.6
91 下関市	25.5	1.6	73.4
92 高松市	15.4	1.9	96.3
93 松山市	29.6	4.7	80.7
94 高知市	36.1	5.9	92.8
95 長崎市	42.8	7.8	83.4
96 熊本市	52.0	22.2	90.3
97 大分市	20.2	1.9	96.1
98 宮崎市	19.5	10.5	52.4
99 鹿児島市	23.2	3.3	73.7
合計	46.1	12.1	85.7

(資料1)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)



# 配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定

(平成20年1月11日官報告示)

## ◆ 経緯

- ・ 配偶者暴力防止法においては、都道府県基本計画・市町村基本計画の指針として、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」）を定めることとされている。
- ・ 現行の基本方針は、平成16年12月（平成16年改正法の施行と同日）に策定（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）。
- ・ 平成19年7月に、市町村基本計画策定の努力義務等を内容とする法改正が行われたこと、また、基本方針に定める見直しの時期を迎えていることを踏まえ、平成20年1月11日の改正法施行に合わせ改定を行う。
- ・ 主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、外務省、文部科学省及び国土交通省に協議の上策定。検討の過程では、民間団体等関係者から広く意見を聴取するとともに、国民からの意見募集を実施。

## ◆ 改定のポイント

### 1 法改正を踏まえた都道府県、市町村の役割の明確化

都道府県と市町村の役割に関する基本的な考え方を提示。ただし、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県と市町村の間で協議が必要。

<都道府県：被害者の支援における中核>

- ・ 一時保護
- ・ 市町村への支援
- ・ 職務関係者の研修等広域的な施策 等

<市町村：身近な行政主体としての窓口>

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 緊急時における安全の確保
- ・ 地域における継続的な自立支援 等

### 2 先駆的な取組の提示

先駆的な都道府県・市町村における好事例を、望ましい取組として提示。

#### (1) 関係機関との手続における被害者の支援

自立支援に必要な諸手続に係る一元化（関係機関の共通様式を設けることや、一か所に複数の部局の職員が出向くことで、並行して複数の手続を進行）や同行支援を行うことが望ましい。

#### (2) 関連する地域ネットワークの活用

配偶者からの暴力と関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的・効率的に進めることが望ましい。

### 3 女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書等を踏まえた内容の充実

#### (1) 都道府県・市町村基本計画における留意事項

被害者の立場に立った切れ目のない支援など、都道府県及び市町村が基本計画を策定するに当たっての基本的な考え方を提示。

#### (2) 保護命令の発令後等における被害者の安全の確保

保護命令の発令後に、支援センターと警察等関係機関が連携し、被害者の安全の確保に努めることが必要であることを記述。

#### (3) 教育啓発等

若年層を対象とした啓発活動や、子どもの保育、予防接種等の取扱いに関する配慮、支援センターと学校等関係機関との連携について記述。

#### (4) 基本方針の実施状況の評価

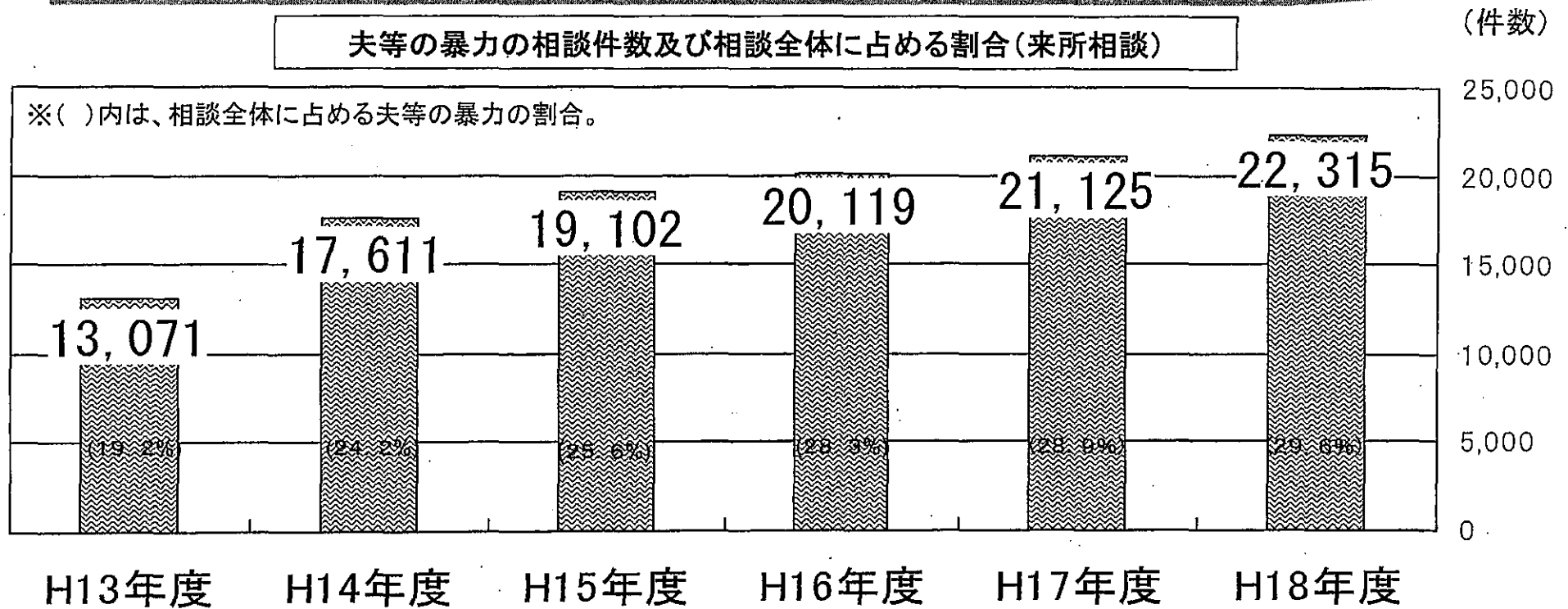
施策の実施状況の把握・評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを記述。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

## 婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)